

総務 通所サービス利用促進事業補助金などを補正

議案第二十九号
平成十九年度一般会計
補正予算(第三号)

〔提案理由〕 歳入歳出予算、

継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ二億五、二六七万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四三〇億七八〇八万一千円にしようとするもの。

■委員 入所児童がふえるたびに臨時保育士を採用していると思うが、現在、正規保育士が不在で臨時保育士だけのクラスはあるのか。

□当局 全公立保育所中で一クラス程度あるが、臨時的な措置であり、平成二十年度には解消していきたいと考えている。

■委員 障害者自立支援対策臨時特例事業での通所サービス利用促進事業補助金の内容と支出先は。

□当局 通所施設が利用者の送迎をするときの運行費用などを助成しようとするもので、支出先は船形の障害福祉サービス(生活介護)事業所・ひばりを予定している。

■委員 市営住宅の一戸建て空家住宅取り壊し工事と外壁改修工事の場所は。

□当局 取り壊し工事は上花輪太子堂団地及び谷津宮協団地を予定していたが、退去者がなく執行を見送っている。また、外壁改修工事は山崎の大和田団地である。

■委員 小学校耐震補強事業の工事費が四六〇〇万円ほど減になっているが、これほどの減となる理由は。

□当局 南部小学校校舎の耐震補強工事において、当初は枠つきの鉄骨ブレスの設置を九カ所予定していたが、その後、改修計画判定委員会で設計内容について審議した結果、鉄骨ブレスの設置は五カ所での承認を受けたため、大幅な工事費の減となった。

■委員 鉄骨ブレスの設置が九カ所から五カ所になっても耐震強度は変わらないのか。

□当局 耐震補強工事は設計後に改修計画判定委員会の承認を得て、補強工事を始めるという手順を踏んでいるため問題はない。

◆本会議・賛成多数で可決

議案第七号
後期高齢者医療に関する条例の制定

〔提案理由〕 後期高齢者医療制度の創設に伴い、野田市において実施する保険料の徴収等の事務について条例を制定しようとするもの。

■委員 野田市の後期高齢者の対象者数は。

□当局 平成二十年度で一、二七九三人を見込んでいる。

■委員 対象者となる人に後期高齢者医療制度をどのように周知してきているのか。また、今後はどのように周知を図っていくのか。

□当局 千葉県後期高齢者医療広域連合ではパンフレットを作成し対象者に送付している。また、市でも市報に後期高齢者医療制度の説明を三回掲載し、国保だよりも後期高齢者医療制度について掲載している。今後については、自治会に班回覧した千葉県の広域連合だより三回分をまとめて被保険者に直接郵送する予定であり、国でもポスターをつくり、新聞折り込みや新

聞に掲載する予定と聞いている。

■委員 保険料については対象者に、どのように通知していくのか。

□当局 特別徴収については、四月の年金から仮徴収の天引きが始まるため、四月早々に仮徴収の保険料決定通知書と特別徴収開始通知書を送る予定である。また、普通徴収については、七月に本算定を行い、保険料決定通知書と納入通知書を一緒に送る予定である。

■委員 本人は年金生活者で配偶者に収入がないケースで年金収入が一五〇万円の場合、二人合わせた保険料は年額二万二四〇〇円、二〇一四万の場合、九万三九〇〇円、二五〇万円の場合、十四万三八〇〇円、三〇〇万円の場合は、十七万九四〇〇円となる。

◆本会議・賛成多数で可決

後期高齢者医療制度創設により条例を制定 環境経済

特定健診・特定保健指導は各医療保険者の実施に

文教福祉

議案第四号
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

(提案理由) 健康保険法等

の一部を改正する法律の施行に伴い、「老人保健法」の題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められること、老人保健法の「老人保健計画」が削除されること、後期高齢者医療の被保険者について住所地特例が適用されることから、関係条例の規定を整備しようとするもの。

■委員 老人保健法では、機能訓練及び訪問指導は確保すべき事業量や事業目標を定めることになっているが、具体的にどのような行っていたのか。また、今回の改正によりどうなるのか。

□答弁 機能訓練は保健センターに来ていただき実施している。訪問指導は希望により随時保健師等を中心に訪問している。今後は老人保健法と同時に改正された健康増進法によって引き続き市町村が行うことになっており、今までどおり実

施する。

■委員 後期高齢者医療制度になり健診は変わるのか。

□当局 老人保健法では基本健診を実施していたが、その制度はなくなる。そのかわりに高齢者の医療の確保に関する法律により各医療保険者に特定健診と特定保健指導が義務づけられ、野田市でも国民健康保険の被保険者として準備を進めている。

■委員 六十五歳から七十四歳までの人で一定の障害のある人は後期高齢者医療制度に移行するかどうかを選択することになっているが、国民健康保険で障害者医療費助成を受けている人が国民健康保険に残った場合、医療費助成は受けられるのか。

□当局 後期高齢者医療制度の被保険者は、現行の老人保健法の医療を受けている方がそのまま移行することが基本となる。国民健康保険の方で現在、重度障害者医療費助成を受けていれば、基本的にはそのまま継続されることになる。

◆本会議・賛成多数で可決

建設 みずきの街地区計画の変更に合わせて改正

議案第十一号
地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

(提案理由) 野田山崎地区地区計画に係る都市計画が変更されたことから、地区計画と本条例との整合性を図るため改正しようとするもの。

■委員 みずきの街の誘致施設地区の名称、条件は変わらないと思うが、最低敷地面積が一〇〇〇平方メートルから一八〇平方メートルに変わるため、大きな建物は建たないということだが、二、三区画続けて買ってしまう、ある程度のもは建つ可能性はあるのか。

□当局 今回の都市再生機構と事業者との変更契約において物流センターから専用住宅に変更されたため、住宅以外のものではないと考えている。

■委員 今回の地区計画の変更は例外的なやり方であり、土地所有者や利害関係者に説明する必要があると思うが、土地所有者や利害関係者はどの程度理解しているのか。

□当局 都市再生機構と土地所有者は物流センターではなく住宅でもよいと納得している。一方、地域住民から地区計画を変更してほしいとの話があった。本来であれば用途地域も変えることになるが、県の都市マスタープラン等の上位計画も変更しなければならぬため長丁場になる。そのため関係者の意見を聞きながら今回の変更となった。

■委員 建築協定で簡単に済ませる方法があったのではないか。

□当局 地区計画で戸建て住宅を排除している以上、建築協定を結んでも戸建て住宅は建たない。

◆本会議・全会一致で可決



みずきの街誘致施設地区